苫小牧市指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービス事業運営規程

（事業の目的）

第１条　苫都貢献株式会社が設置する「けんけんパーク」（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護事業及び第１号通所型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員等（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービス事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービス事業の提供にあたって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

２　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

６　事業の提供にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

７　事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業の運営）

第３条　指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービス事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）
第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　称　　けんけんパーク
（２）所在地　　苫小牧市見山町３丁目１番３号第１スタービル
（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
（１）管理者　１名（常勤職員）
　管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
（２）従業者（令和３年７月１日現在）
　生活相談員　　３人（常勤２人、非常勤１人）介護職と兼務あり
　介護職員　　３人（常勤１人以上）生活相談員との兼務者あり、
　機能訓練指導員　３人以上（常勤２人以上）
　看護職員　　２人（常勤０人、非常勤２人）

　介護職員は、指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービス事業の業務に当たる。
　生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービスの利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。
　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
　看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。また、口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

（営業日及び営業時間）
第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月３日までの６日間及び８月13日から８月16日の４日間を除く。
（２）営業時間　午前８時15分から午後５時15分までとする。
（３）サービス提供時間　１単位目９：00～12：05、２単位目13：30～16：35とする。
（４）延長サービスは設けない

（利用定員）
第７条　事業所の利用定員は、１単位につき１５名とする。

（指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービスの内容）

第８条　サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（１）入浴サービス

（２）生活指導（相談・援助等）

（３）機能訓練

（４）健康チェック

（５）創作活動

（６）送迎

（利用料等）

第９条　指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、第１号通所型サービスを提供した場合の利用料の額は苫小牧市介護予防日常生活支援総合事業実施要綱上の額とする。当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「算定に関する基準」によるものとする。

２　その他、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

３　前２項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

４　指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

５　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

６　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、苫小牧市の区域とする。

（衛生管理等）

第１１条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　　利用者は指定地域密着型通所介護及び第 1 号通所型サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対する指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、苫小牧市介護福祉課、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年１回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう出来る限り連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第１５条　指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（秘密の保持）

第１７条　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

第１８条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果については従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第１９条　事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害する恐れのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、必要な対応を行うものとする。

2．前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。但し、これらに限られるものではない。

⑴　暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

⑵　業務の範囲を超える過度又は不当な要求

⑶　合理性を欠く長時間の拘束や執拗な要望・クレーム

⑷　その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3　本事業所は、職員が安心して相談できる体制を整備し、研修や対応マニュアルを整備して必要に応じ関連機関等と連携しながら対応するものとする

4　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質である場合には、サービスの提供方法の見直しその他必要な措置について利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

（地域との連携など）

第 20 条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3　事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２１条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービス事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 22 条　事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後６ヵ月以内

（２）継続研修　　年１回

2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　事業所は、指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5　事業所は、指定地域密着型通所介護及び第１号通所型サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

6　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は苫都貢献株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和１年 11 月１日から施行する。

この規定は、令和１年 11 月 15 日　改訂し施行する。

この規定は、令和３年５月１日　改訂し施行する。

この規定は、令和３年７月１日　改訂し施行する。

この規定は、令和４年４月１日　改訂し施行する。

この規定は、令和６年４月１日　改訂し施行する。

この規定は、令和８年 10 月１日　改訂し施行する。

尚、次の項目は令和６年４月１日に追加施行するものとする

感染症・災害に係る BCP 計画及び虐待防止検討委員会の体制は別途記載する